

【10 .男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実】

1 . 現行計画の達成状況・評価

<目標>

- 男女平等を推進する教育・学習の充実、多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実を図る。

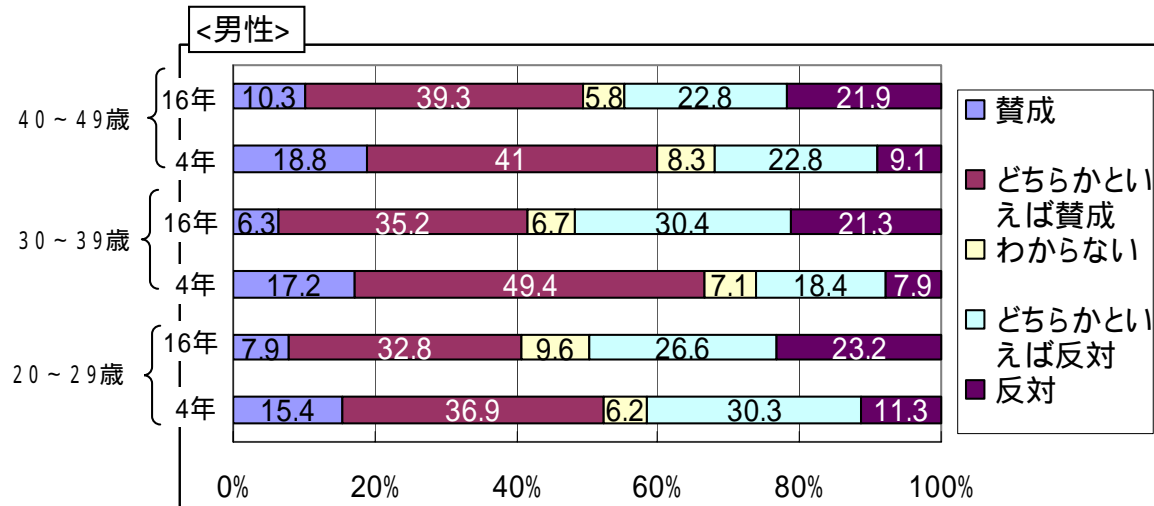
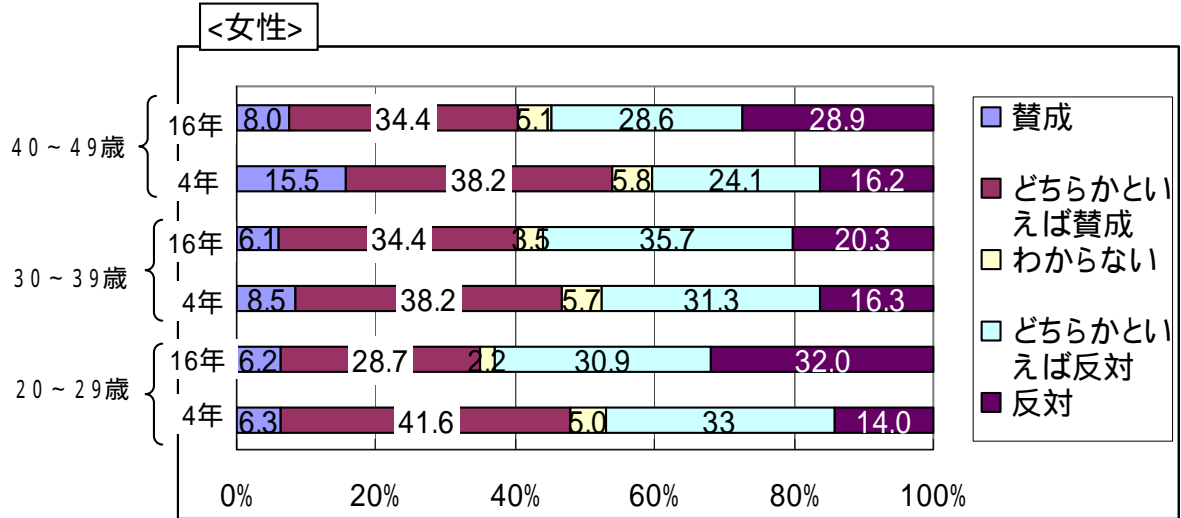
(1) 男女平等を推進する教育・学習

【計画期間中に実施した主な施策】

- 初等中等教育段階では、児童生徒の発達段階に応じ、社会科、家庭科、道徳、特別活動等において男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性などを指導（文部科学省）
- 社会教育分野においては、女性教育施設における男女共同参画に関する学習機会の提供・充実、家庭教育の支援、年少の子どもを持つ親を対象にしたモデル的な事業の実施等により、家庭・地域生活における男女共同参画への理解を推進（文部科学省）
- 独立行政法人国立女性教育会館において、国内外の女性教育指導者への研修による指導者の養成及び情報提供等の実施（文部科学省）
- 国立大学協会に「男女共同参画に関するワーキンググループ」が設置され、平成 12 年 5 月に取りまとめた報告書の中で「2010 年までに女性教員の割合を 20%に引き上げる」という達成目標を策定。また、各国立大学法人において中期目標・中期計画の中に女性教員の割合向上等について盛り込むなどの取組が推進（文部科学省）
- 科学技術研究者の現状調査について、男女共同参画学協会連絡会に委託、また、科学研究費補助金において、旧姓や通称のみによる応募を可能とするとともに、育児休業に伴い研究を中断する女性研究者等を支援するため、1 年間の中断の後に研究の再開を可能とする弾力的運用を実施（文部科学省）
- 日本学術会議において「ジェンダー問題の多角的検討特別委員会」を設置し、報告書「ジェンダー問題と学術の再構築」(平成 15 年 5 月)を取りまとめ。また、「ジェンダー学研究連絡委員会」、「21 世紀の社会とジェンダー研究連絡委員会」を設置し、ジェンダー視点に基づく学術研究による積極的な研究を推進（総務省）

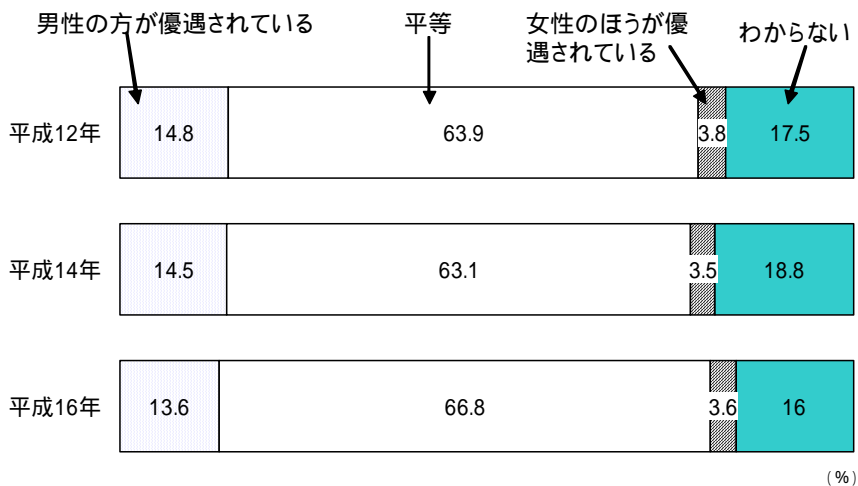
【主な政策効果】

- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方についての賛否



資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成16年)

- 学校教育の場における男女の地位の平等感



資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成16年)

● 女性教育施設における講座開設数

平成10年度間	平成13年度間
4,777	4,774

注：女性教育施設：女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い、あわせてその施設を女性の利用に供する目的で、地方公共団体又は民法第34条の法人が設置した社会教育施設

資料出所：文部科学省「社会教育調査」(平成11年度、14年度)

● 国公私放送大学、大学・短大別女性学関連科目数

(単位：校数・科目数)

	年度	計	国立		公立		私立		放送大学
			4年制	短大	4年制	短大	4年制	短大	
開講 大学数	1996	344/1,175 (29.3%)	37/98	4/33	7/53	13/63	126/425	156/502	1/1
	2000	609/1,229 (49.6%)	63/99	2/19	37/74	27/51	236/496	243/489	1/1
	2003	542/1,227 (44.2%)	67/100	1/13	44/76	23/49	248/526	158/463	1/1
開講 科目数	1996	786	101	4	16	26	363	270	5
	2000	2,456	427	5	102	69	1,110	742	5
	2003	2,791	731	1	145	69	1,457	387	4

注：女性学関連科目：大学における「学生便覧、開講科目」などの「科目名」や講義内容などで、女性、婦人、ジェンダー、家族等の単語が用いられているもの

資料出所：国立婦人教育会館「女性学関連講座開設状況調査」、国立女性教育会館「女性学・ジェンダー論関連科目に関する調査」、他より内閣府作成

(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

【計画期間中に実施した主な施策】

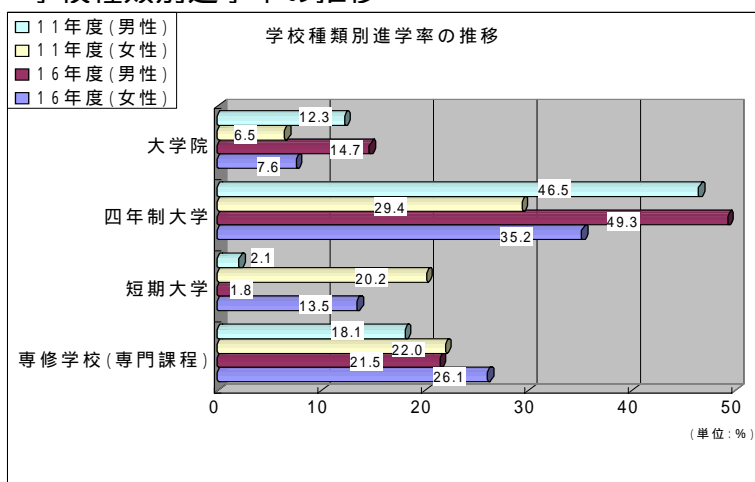
- 女性の社会参加や男性の家庭・地域社会の参加支援のための「男女の家庭・地域生活充実事業」や、女性の多様なキャリア形成を支援する仕組みづくりのための「女性のキャリア形成支援プラン」の実施（文部科学省）
- 独立行政法人国立女性教育会館において、女性のエンパワーメントのためのセミナー、国内外の女性教育関係者・関連施設とのネットワーク形成のための事業、国内外の女性等に関する資料の収集と提供、調査研究成果のデータベース化等を実施（文部科学省）
- 放送大学の整備・充実、専修学校教育の振興、青少年の体験活動等の充実、高度情報通信ネットワーク社会に対応した多様な学習機会の提供（文部科学省）
- キャリア教育を推進するために、小・中・高等学校で一貫したキャリア教育を行うための指導内容・方法等について地域ぐるみで実践研究を行う「キャリア教育推進地域指定事業」や家庭、地域、産業界が一体となって、社会全体でキャリア教育を推進していこうとする気運を高めるためのフォーラム等を実施（文部科学省）

- 高等教育機関等におけるリカレント教育の実施の促進や、大学におけるインターンシップ推進のため、フォーラムの開催やガイドブックの作成・配布等による普及・促進を実施。また、各企業に対し、女子学生の男子学生との機会均等の確保について要請するとともに、経済団体に対しても男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動の徹底について協力を要請（文部科学省、厚生労働省）
- 「女子学生のための就職ガイドブック」（24万部）、「私の仕事・未来形」（14万部）パンフレットを作成し、ガイドブックについては各大学へ、パンフレットについては各高校を通じて学生へ配布（厚生労働省）

【主な政策効果】

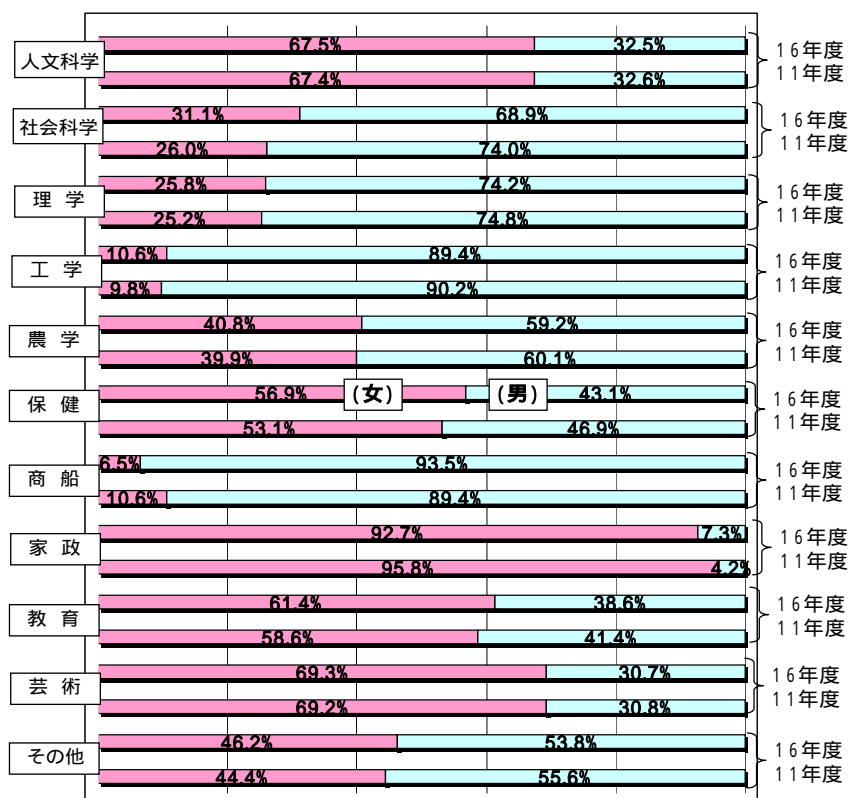
● 学校種別進学率の推移

(単位%)



資料出所：文部科学省「学校基本調査」

● 関係学科別4年制大学在学学生数の構成比



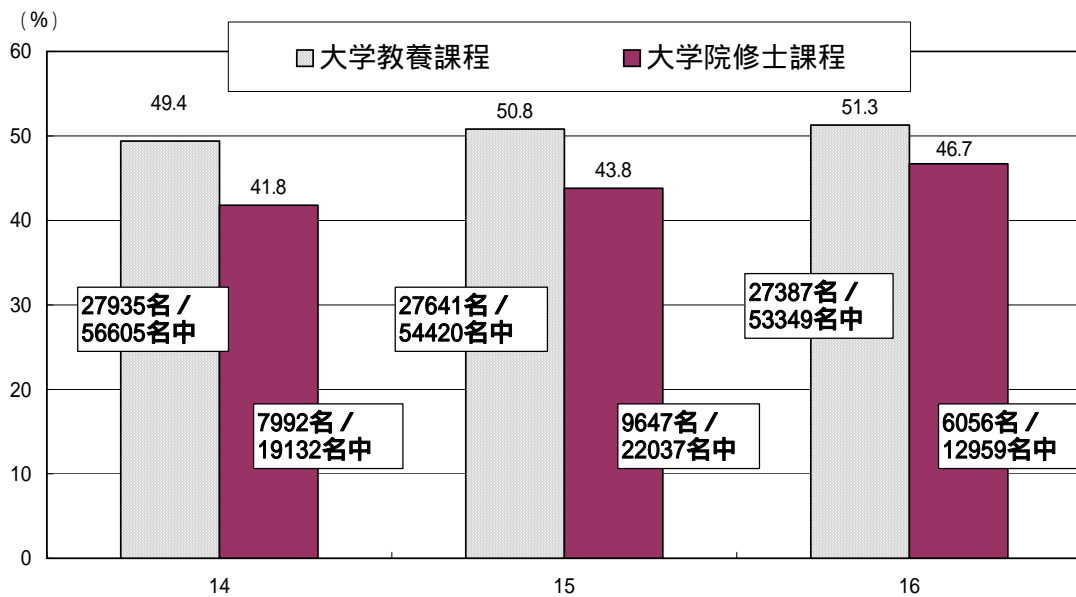
注：人文科学：文学、史学、哲学など
 社会科学：法学、政治学、商学、経済学、社会学など
 資料出所：文部科学省「学校基本調査」より内閣府作成

● リカレント教育「大学院における社会人学生数（平成16年度）」

	大学院学生数（修士課程）			大学院学生数（博士課程）	
	社会人数 （内数）	性別・合計		社会人数 （内数）	性別・合計
計	8,759	47,762	〔女性〕	4,739	21,470
	11,187	114,950	〔男性〕	12,057	51,976
	19,946	162,712	〔合計〕	16,796	73,446
人文科学	1,341	7,429	〔女性〕	716	3,841
	746	5,753	〔男性〕	411	3,759
	2,087	13,182	〔合計〕	1,127	7,600
社会科学	2,113	7,474	〔女性〕	563	2,410
	5,154	14,062	〔男性〕	1,300	5,068
	7,267	21,536	〔合計〕	1,863	7,478
理 学	39	3,042	〔女性〕	88	1,088
	84	10,912	〔男性〕	527	5,256
	123	13,954	〔合計〕	615	6,344
工 学	289	6,524	〔女性〕	265	1,544
	1,508	58,711	〔男性〕	3,114	12,040
	1,797	65,235	〔合計〕	3,379	13,584
農 学	60	2,987	〔女性〕	110	1,211
	117	5,350	〔男性〕	439	3,143
	177	8,337	〔合計〕	549	4,354
保 健	1,631	5,800	〔女性〕	1,960	6,958
	536	4,731	〔男性〕	4,929	16,533
	2,167	10,531	〔合計〕	6,889	23,491
家 政	159	901	〔女性〕	149	310
	15	140	〔男性〕	14	53
	174	1,041	〔合計〕	163	363
教 育	1,756	5,909	〔女性〕	198	924
	1,885	5,538	〔男性〕	166	900
	3,641	11,447	〔合計〕	364	1,824
芸 術	166	2,444	〔女性〕	46	343
	88	1,506	〔男性〕	39	296
	254	3,950	〔合計〕	85	639
そ の 他	1,205	5,239	〔女性〕	644	2,841
	1,052	8,207	〔男性〕	1,118	4,928
	2,257	13,446	〔合計〕	1,762	7,769

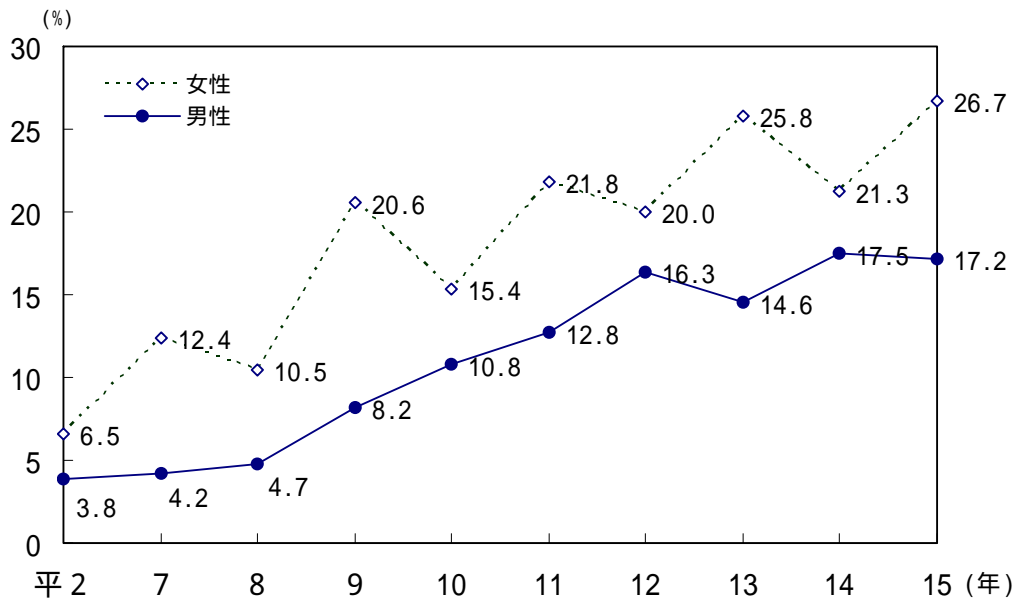
資料出所：文部科学省「学校基本調査」（平成16年度）より内閣府作成

● 放送大学入学者数に占める女性割合の推移



資料出所：放送大学学園集計により作成

● 新規学卒者入職者に占めるパートタイム労働者の割合の推移



注：当該年に大学、高等学校等を卒業して入職した者に占める、パートタイム労働者（常用労働者のうち1日の所定労働時間がその事業所の一般労働者よりも短い者又は同じでも1週の所定労働日数が少ない者）の割合。また、平成7年以降については産業計の結果、平成2年は建設業を除く産業計の結果。

資料出所：厚生労働省「雇用動向調査」より内閣府作成

< 評価と問題点 >

- 性別役割分担を肯定する意識の割合は、国内では徐々に低下しているものの、国際水準から見ると高く、今後とも男女共同参画に関する教育・学習を推進していくことが重要である。
男女共同参画社会は男女の生物学的な違いを否定するものであるなどの誤解

を払拭するためにも、学校教育において、男女共同参画に対する正確な理解の浸透に努める必要がある。

また、家庭教育を含め社会教育においても男女共同参画の意識を高める学習機会の提供を推進していくことが重要である。

- 我が国の高等教育機関への進学率は、四年制大学、短期大学、専門学校等を合計すると、男女の進学率はほぼ同一であるが、四年制大学学部においては、女性の在学者数は増加しているが、進学率は依然として男女差があり、一部の学部分野別に偏りが見られる。大学院においては、進学率の男女差及び専攻分野別偏りが見られる。

また、女子生徒・女子学生の進路状況や就業状況については一定の成果が見られるが、職業教育や情報提供、普及啓発などについて引き続き努力が必要である。

- リカレント教育については、大学院における社会人学生数において、男女差があり専攻分野別に偏りが見られる。
- 新規学卒入職者に占めるパートタイム労働者の割合は男女ともに総じて上昇傾向にあるが、女性は男性よりも高い傾向がある。
- 女性のエンパワーメントのための教育・学習については、独立行政法人国立女性教育会館を中心とした取組に一定の成果が見られるが、国内外において女性のエンパワーメント支援に取り組む指導者の育成を図るなど、今後とも充実をしていくことが重要である。

2. 今後の施策の基本的方向と具体的な取組

<目標>

10. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

少子・高齢化等人口構造の変化、国際化、高度情報化など変動する時代・社会の中で、男女ともに一人一人が自立し能力を発揮し、社会形成に参画する必要があり、その基礎になるのが教育・学習である。

男女共同参画社会を実現するためには、国民一人一人が男女共同参画についての正しい意識や自立の意識を有することが不可欠である。このような意識を涵養し、男女がともに個性や能力を発揮するために、学校、家庭、地域、職場における教育・学習の果たす役割は極めて重要である。

性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を促進するため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。

また、女性も男性も各人の個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、生涯学習の振興が極めて重要な意義をもつ。生涯にわたり多様な学習機会が確保され、学習の成果が適切に評価される生涯学習社会の形成を促進するための施策を講じ、もって男女共同参画社会の形成を促進する。

特に、政策・方針決定過程への女性の参画が十分とはいえない状況を踏まえ、女性のエンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実などの施策の推進を図る。

(1) 男女平等を推進する教育・学習

【施策の基本的方向】

学校教育及び家庭教育や職場、地域における教育を含めた社会教育において、自立の意識を育み、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。

学校教育においては、日本国憲法及び教育基本法の本質にのっとり、発達段階に応じ、個人の尊厳、男女平等に関する教育の充実に努める。

社会教育においては、男女が生涯を通じて個人の尊厳、男女平等の意識を高めるよう、学習機会の提供に努める。

また、これらの教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努める。

【具体的な取組】

- 初等中等教育において、児童生徒の発達段階に応じ、社会科、家庭科、道徳、特別活動など学校教育全体を通じ、多くの先人達の努力により男女平等が歴史的にいかに進展してきたかなど、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図る。また、男女を問わず国民一人一人が健全な食生活を実現するための能力を養成する観点からの食育を推進する。
- 男女共同参画社会は男女の生物学的な違いを否定するものであるなどの誤解を払拭するためにも、教育関係者等に対し男女共同参画に対する正確な理解の浸透を図る。
- 国立大学協会報告書において策定した「2010年までに女性教員の割合を20%に引き上げる」という達成目標も踏まえ、各国立大学法人における女性教員の割合向上などの取組を促す。また、公私立大学等についても女性教員の割合向上等につき協力を要請する。
- 高等教育機関において、男女共同参画の正確な理解の浸透を図るため、女性学等を含む男女共同参画社会の形成に資する教育の充実を促す。
- 自立の意識を醸成していくため、学生が、親の金銭的援助に過度に依存することなく、自立して学ぶことができるよう、奨学金制度の充実を図る。
- 社会教育において、プログラムの開発や学級・講座の開設など、男女共同参画の意識を高める学習機会の提供を推進する。その際、男性に対する意識啓発に留意する。
- 子育て中の親やこれから親となる者等を対象とした家庭教育に関する学習機会の提供や、子育てに悩みや不安を抱える親に対する相談体制の充実を図る。
- 職場における男女共同参画に関する教育・研修の推進を支援する。
- 学校長を始めとする教職員が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識

を高めることができるよう、各教育委員会や大学等が実施する男女共同参画に関する研修等の取組を促進する。

- 独立行政法人国立女性教育会館においては、調査研究・情報事業及び大学等の研究の成果を、研修・交流事業に活用し、地方公共団体、男女共同参画センター等の女性関連施設、及び社会教育施設と連携を図りつつ事業を展開することで、全国的に女性学・ジェンダー研究の成果の還元を図る。
- 日本学術会議「ジェンダー問題と学術の再構築」(平成15年5月ジェンダー問題の多角的検討特別委員会報告)では、ジェンダー問題をめぐる積極的な学術的取組の必要性と、女性研究者へのセクシュアル・ハラスメント防止対策と出産・育児に対する必要な制度・保障の整備、児童生徒への学術的研究への動機づけや研究環境の改善等を提言しており、当提言に基づく取組を推進する。

(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

【施策の基本的方向】

男女が各人の個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくためには、生涯学習の振興は極めて重要な意義を持つ。特に女性の多様化、高度化した学習需要に対応し、女性のエンパワーメントに寄与するため、女性の生涯にわたる学習機会の充実、社会参画の促進のための施策を一層充実させる。

また、男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけるよう、男女共同参画の視点を踏まえた進路指導、就職指導に努める。その際、2000年のミレニアム国連総会で合意された、2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消することを達成目標としている「ミレニアム開発目標」の実現に努める。

【具体的な取組】

- 学校教育の修了後いったん社会に出た後に行われるリカレント教育の重要性はますます高まっており、今後ともリカレント教育の機会の充実を図る。
- 放送大学や放送大学大学院をはじめ時間・空間的制約のない高等教育の機会の提供の推進を促す。
- 女性のチャレンジを支援する教育・学習など情報提供を一層充実する。特に、結婚・出産等により、職業生活の中断を余儀なくされた女性の再チャレンジのため、職業生活に必要な能力開発のための学習プログラム等の充実及び学習機会の提供に一層努める。また、高等教育機関における託児施設の整備等の推進を促す。
- 独立行政法人国立女性教育会館において、基幹的女性教育指導者の育成、女性のチャレンジ支援のための情報提供やDV問題教育プログラム開発など喫緊の課題への対応、アジア太平洋地域の女性のエンパワーメント支援、女性アーカイブセンター機能の充実等を行う。
- 各都道府県において、中学校を中心とした一定期間以上の職場体験の実施など、キャリア教育を更に推進する。
- 高等教育機関において、四年制大学、短期大学、専門学校等への進学率や専攻

分野における男女の偏りが見られ、また、大学院においても偏りが見られることを踏まえ、固定的な性別による考え方にとらわれず、中学・高校段階から生徒一人一人が主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるとともに、女性の進学や進出の割合が低い理工系分野や社会科学分野等も積極的に選択できるよう、進路指導の一層の改善・充実に努める。

- 女性の進学や進出の割合が低い理工系分野等について、本人及び親、教員等を対象とする女性のロールモデル等の情報提供や啓発等のチャレンジ支援を推進する。
- 大学等が、将来のキャリアに関連付けた専門教育を展開するよう促す。また、例えば、就職指導を大学等の教育課程の中に適切に位置付け、教育プログラムを作成すること等、各大学の就職指導に関する取組を促すとともに、インターンシップの更なる普及促進に努める。
- 大学等において、男女共同参画の視点を踏まえた女子学生、女子生徒の多様な職業選択を可能にするための専門的知識の習得や意識啓発等を早期に行うよう努める。特に就職指導において、男女共同参画の視点を踏まえるよう努める。
- 学生職業センター等において、女子学生等への就職支援を着実に実施する。
- 大学において専門教育の修得が、男女ともに学生にとって多様な職業選択を可能にするため必要であることを踏まえ、経済団体等に対し、実質的な就職・採用の活動開始や内定の時期等について、大学教育へ十分配慮するよう要請する。また、女子学生・女子高校生に対する均等な就職機会の確保について引き続き要請を行う。